

税務相談室

大きいなる誤解！いつの収入として計上すべきか？

『家賃や地代の受取額は、いつの収入として計上すべきですか？』

初步的な質問のようで、実は案外奥が深く、意外と誤る人が多いのです。今回は、不動産賃貸収入の計上すべき日について考えてみます。

所得税法基本通達

まず、所得税法を見ると、
第36条第1項に、「その年
分の所得の金額の計算上収
入金額とすべき金額は、別
段の定めがあるものを除き、
その年において収入すべき
金額とする。」と書いてあ
ります。

これでは「収入」という
同じ言葉が繰り返されるだけ
で、なんだか禅問答のよ
うです。そこで次に所得税
法基本通達を見てみます。
基本通達というのは、国
税局や税務署に示した法令
の解釈指針であり、そこに
税局が下位の官庁である國
(所得税法基本通達 36-5 抜粋)

②支払日が定められていない
ものについてはその請求日と
③請求があつたときに支払
うべきものとされているも
のについてはその請求日と
ります。

以上二つの要件を同時に
満たす納税者は、当月分の
賃料を当月分の収入として
計上する方法が認められます。
ただし、未収益や前
受収益の経理は正規の簿記
でしかできませんので、日本
通達が適用されるのは、
「日本

具体的にいうと、賃貸借
契約に「賃料は毎月末日ま
でに翌月分を支払うこと。」
と定めている場合は、前年
12月末までに受け取ること
になる翌年1月分の家賃收
入は前年分の所得として申
告しなければならないこと
になります。この点、翌年
1月分の家賃は翌年分の所
得と誤解している人が多い
ので要注意です。契約に
「毎月の賃料は翌月分を毎
月末日までに支払うこと。」
と定めた場合は

年末に受け取った翌年1
月分の家賃について、年末
に次の処理をするのは誤り
です。

①契約又は慣習により支払
日が定められているものに
ついてはその支払日

○(未収家賃)
(家賃収入) 100,000円

×(現金)
(前受家賃) 100,000円

翌年1月分の家賃が年末に
未入金であつたとしても、
年末に次の処理をしなけれ
ばなりません。

②支払日が定められていない
ものについてはその請求日と
③請求があつたときに支払
うべきものとされているも
のについてはその請求日と
ります。

違和感はありませんか？

先に述べた基本通達に基
づく収入の計上基準は所得
税の原則的な考え方であり、
会社経理に慣れ親しんだ人
には当月分の家賃を前月に
計上することに違和感があ
るかもしれません。そこで、
国税庁は先の基本通達とは
別の通達を設けて、次のと
おり企業会計とのバランス
をとることとしました。

次に掲げるすべての条件を
満たしている者は、その年
の貸付期間に対応する収入
をもつてその年分の総収入
額とすることができる。
①帳簿書類を備えて継続
的に記帳していること。
②「前受収益」及び「未
収益」の経理が行われて
いること。

以上二つの要件を同時に
満たす納税者は、当月分の
賃料を当月分の収入として
計上する方法が認められま
す。ただし、未収益や前
受収益の経理は正規の簿記
でしかできませんので、日本
通達が適用されるのは、
「日本

ごろから複式簿記で帳面を
つけている納税者」という
ことになります。従つて、
白色申告者や、不動産管理
会社から送られてくる管
理報告書を確定申告時期に一
気に集計して決算書を作成
している人（青色申告特別
控除10万円適用者を含む。）
については本通達による救
済がないことになります。

巡回 なんでも個別相談会

< ハッピー税務相談室からのお知らせ >

◆相続・贈与・法人成りなど ご希望の方はご予約を

場所	日程	住所
上村建設 中央支店	9月7日(水)	福岡市南区塩原3丁目21-28 2階
ハッピーハウス 薬院店	9月8日(木)	福岡市中央区薬院1丁目9-3 2階

お申込みは、税務相談室

092-562-9520(専用ダイヤル)

※ 相談日の10日前までに、お申し込み下さい。
尚、当日は先着5名までの相談になります。